

国別情報整理シート(暫定版)
(ノルウェー)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000 ^{**}	2001-2005	2006-	合計		
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数		
生体牛の輸入	輸入実績	英国			0	0	0	0		
		欧州(中程度汚染国)			3	0	0	3		
		欧州(低汚染国)			24	0	8	32		
		米国			0	0	0	0		
		カナダ			0	0	0	0		
		その他()			0	0	0	0		
		合計		データ無し	データ無し	27	0	8	35	
	暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国				0	0	0	0	
		欧州(中程度汚染国)				3	0	0	3	
		欧州(低汚染国)				24	0	0	24	
		米国				0	0	0	0	
		カナダ				0	0	0	0	
		その他()				0	0	0	0	
		合計		データ無し	データ無し	27	0	0	27	
ノルウェーでは、人工授精により種畜牛、生産用牛を補充することが長年の慣例となっているため、生体牛の輸入数は少ない。 肥育牛及びと畜牛の輸入はしておらず、1980年以降に輸入された牛はすべて繁殖牛である。 2001年から輸入牛全頭及び(2006年6月までは)輸入牛の第一子孫のうちと畜時に30ヵ月齢超の牛に対し、と畜時にBSE検査を行うことが義務づけられている。 ※回答書では1999年以前のデータは得られていないため、2000年の頭数のみを記載している										
侵入リスク	肉骨粉(MBM)の輸入		1986-1990	1991-1995	1996-2000 ^{**}	2001-2005	2006-	合計		
			トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数		
		輸入実績	英国			0	0	0	0	
			欧州(中程度汚染国)			27	2,197	402	2,626	
			欧州(低汚染国)			0	122	0	122	
			米国			0	0	0	0	
			カナダ			0	0	0	0	
			その他()			0	0	0	0	
			合計		データ無し	データ無し	27	2,267	402	2,748
		暴露要因となった可能性のある肉骨粉	英国				0	0	0	0
			欧州(中程度汚染国)				0	0	0	0
			欧州(低汚染国)				0	70	0	70
			米国				0	0	0	0
			カナダ				0	0	0	0
その他()					0	0	0	0		
合計			データ無し	データ無し	0	70	0	70		
ノルウェーは、1988年以降のすべての登録された輸入肉骨粉について徹底的に調査している。 エストニアからの輸入は、実際はノルウェーからエストニアへの輸出品が返送されてきたものであった。 更に、オランダ、ドイツ及びスウェーデンからの輸入肉骨粉は、ペットフード生産及び水産養殖研究に使われる家禽用飼料または非牛由来飼料であった。 ※回答書では1998年のデータは得られていないため、1999～2000年のトン数のみを記載している										
動物性油脂の輸入	動物性油脂の輸入		1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計		
			トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数		
		輸入実績	英国							
			欧州(中程度汚染国)							
			欧州(低汚染国)							
			米国							
			カナダ							
			その他()							
			合計		データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し
		暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国							
			欧州(中程度汚染国)							
			欧州(低汚染国)							
			米国							
			カナダ							
その他()										
合計			データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し		
動物性油脂の輸入に関するデータは記載されておらず、動物製油脂の輸入量は不明となっている。 主要な飼料製造業者は1996年以降レンダリング油脂を反す動物用飼料から排除し、その後1999年にはすべての飼料製造施設がレンダリング油脂を排除している。										
遵守状況等	輸入規制の概要	【生体牛】【肉骨粉】【動物性油脂】 1999年 ポルトガルからの生体牛及び牛由来製品の輸入を禁止 2000年 英国からの生体牛及び牛由来製品の輸入を禁止								

国内安定性	飼料規制の概要・遵守状況等	飼料給与規制(2.1.1)	1990年:反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止 1999年:ほ乳動物由来たん白質(乳及び乳製品、ゼラチン、血液及び血液製品、骨抽出第2リン酸カルシウム、アミノ酸を除く)の反すう動物への給与禁止 2001年:肉骨粉及びその他陸棲動物由来たん白質の家畜用飼料への使用を禁止(ほ乳動物由来たん白質のほ乳動物への給与禁止)
		飼料給与方法(2.2.1.1)	ノルウェーでは、伝統的に牛に肉骨粉を与える習慣がなかったとされている。 2001年まではノルウェーで産生される肉骨粉は豚及び家禽用飼料として利用されていたことが記載されている(OIEへの提出資料(2006年)) 1980年代には反すう動物飼料に肉骨粉が使用され、1990年までは豚用飼料が反すう動物用飼料として使用される場合があったとされている(EFSA GBRワーキンググループ報告書 2004) 1989年にはレンダリング油脂は代用乳に使用されなくなり、1989年以降の子牛は乳以外の動物製品を含まない代用乳で飼育された(EFSA GBRワーキンググループ報告書 2004)
		牛と豚・鶏との混合飼養の有無(2.2.1.3)	牛と豚、家禽との混合飼養は、飼養牛全体の約20%(OIEへの提出資料(2006年))
		飼料製造施設(2.2.2.1)(2.2.2.3)	(2003年) 反すう動物専用施設 7施設 反すう・非反すう動物混合施設 49施設
		飼料給与に関する規制の遵守状況(2.2.3.1)	【査察結果】 2002年 300件 2003年 48件 2004年 12件 2005年 79件 ノルウェー農業検査サービス(現在はノルウェー食品安全管理局内組織)は、少数の農場検査を実施している。 2001年には、査察の際に約30の飼料サンプルを採取した。(OIEへの提出資料(2006年)) しかしながら違反件数、違反内容等の結果について詳細な情報は得られていない。
		飼料製造・流通に関する規制の遵守状況(2.2.3.3)	ノルウェー農業検査サービスは年に一度、濃厚飼料製造業者の監査及び検査を実施し、規則、特に内部管理手順の遵守状況を調査している。また、濃厚飼料並びに原材料のサンプルを採取する。 2001年から、反すう動物、豚、または家禽用飼料の全サンプル及び魚粉サンプル中の肉骨粉についても監視している。 肉骨粉が検出された場合、原因を特定し、状況を改善するための措置が採られる。
		飼料サンプリング(2.2.4)	牛用飼料のサンプル検査は、顕微鏡(0.01%)検査より実施される (サンプル検査数)(陽性数 測定限界値以下)(陽性数 0.2~1%) 2001年 325件 1 1 2002年 455件 0 0 2003年 128件 0 0 2004年 333件 0 0 2005年 220件 0 0 肉骨粉が確認されたため、2001年1~6月まで3箇所の飼料製造施設における製造と販売が停止され、製造システムの徹底的洗浄が行われた。 結果及び実施措置についてはインターネットで公表したため、関係飼料製造施設に対する影響力が強まった。 2001年から他の動物種(豚、家禽、魚)用飼料のサンプル検査も実施しているが、2001年後期以降、肉骨粉は確認されていない。
牛由来の肉骨粉を給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について(2.2.5)	ノルウェーではBSEの事例が1つもなく、実施した全てのリスク分析の結果、未検出の事例があるリスクは最小限にも満たない。 1999~2007年の全期間中、仮にBSEがあったとしても、その感染力を効果的に減弱させる方法を用いて肉骨粉を製造している(使用する原材料及び熱処理)。 従って、2002年より前に何頭かの牛が交差汚染により少量の肉骨粉に暴露していたものの、国内で製造された肉骨粉のリスクは無視できるレベルである。 生産動物用飼料製造施設向けに輸入された肉骨粉はなく、輸入肉骨粉の交差汚染のリスクはない。		
レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量(2.3.1.1)	6施設(2007年) SRM、死亡動物、及び毛皮獣を受け入れる施設 3施設 (生産された油脂または肉骨粉はすべて、燃焼・焼却処理される) 非危険部位のみをレンダリングする施設 3施設	
	レンダリング処理方法(2.3.1.1)	1994年7月~ 動物由来廃棄物の処理はEU規則(133°C、3気圧で20分間)に準拠して行われている。 1999年11月~ 2つの処理法(133°C、3気圧で40分間、または136°C、3.2気圧で20分間)から選択できるようになった。 レンダリングはバッチ処理で行われる。獣脂がすは生産されず、肉骨粉及びレンダリング油脂のみが生産される。 SRM及び死亡牛からの油脂は、主にレンダリング施設内で燃料として使用される(>80%)。肉骨粉は施設内で焼却処理される。 非危険部位からの油脂は、不純物が重量の0.15%未満であれば、飼料に使われる。非危険部位からの肉骨粉はペットフードの原材料として使用するほか、毛皮獣用飼料、及び有機肥料の製造に使用する。	
	交差汚染防止対策(2.3.1.1)	【飼料製造施設】 反すう動物専用施設 7施設 反すう・非反すう動物混合施設 49施設 反すう動物用飼料と他の動物用飼料の製造を分離することは、規則により推進されており、混合施設の数は年々減少している(OIEへの提出資料(2006年)) 【レンダリング施設】 レンダリング施設は専用化されている。 SRM、死亡動物、及び毛皮獣を受け入れる施設 3施設 (生産された油脂または肉骨粉はすべて、燃焼・焼却処理される) 非危険部位のみをレンダリングする施設 3施設	
	レンダリング規制(2.3.2.2)	1994年7月より、動物由来廃棄物の処理はEU規則(133°C、3気圧で20分間)に準拠して行われている。 1999年11月からは、2つの処理法(133°C、3気圧で40分間、または136°C、3.2気圧で20分間)から選択できるようになった。	
SRMの利用実態等	SRMの定義(2.3.1.1)	SRMの定義はEU規則(EC)No. 999/2001に準拠する。 12カ月齢超の頭蓋(脳、眼球を含む。下顎骨を除く。)、せき柱(背根神経節を含む。胸椎・腰椎の横突起、尾椎、仙椎翼を除く。)及びせき髄、全月齢の扁桃、腸(十二指腸から直腸まで)及び腸間膜	
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態(2.3.3.2)	2001年のEU規則により、SRMは食品及び飼料への利用が禁止され、死亡動物と共に特定のレンダリング施設へ送られている。	
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法(2.3.3.3)	SRM及び死亡動物、毛皮獣の肉骨粉は焼却処理される。油脂は主にレンダリング施設内で燃料として使用されている。	
その他	牛以外の動物のTSE発生状況(2.4.1)	ノルウェーでは1981年に初めてスクレイピーが発見された。1990年にはスクレイピーに感染した羊の群の数が増加し、2006年末までに、羊119群及び山羊1群においてスクレイピーが確認されている。 スクレイピーは1965年より届出義務のある疾病となっており、サーベイランス及び管理プログラムが1997年より実施されている。(ノルウェー食品安全局「Surveillance and control programmes for terrestrial and aquatic animals in Norway」)	
	国内防疫規制(2.4.2)	動物疾病法に収載されている疾病リストを改定する規則(1991年1月7日付第47号) 動物由来廃棄物の輸送と処理及び動物由来廃棄物の処理施設に関する規則(1999年11月5日) 伝達性海綿状脳症(TSE)の予防、管理、撲滅に関する規則(2004年4月1日) 伝達性海綿状脳症に対処するための監督及び措置に関する指示(2005年7月13日) 伝達性海綿状脳症の予防、管理、撲滅に関わる特定危険部位(SRM)に関するガイダンス(2006年2月16日)	

サーベイランスによる検証	母集団の構造 (3.1)		約92万頭 そのうち、24ヵ月齢を超える牛は約37万頭(OIEへの提出資料(2006年))																																												
	実施対象及び 実施範囲 (3.2.1.1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 24ヵ月齢超の死亡牛全頭 ● 不慮の事故による24ヵ月齢超のと畜牛 ● と畜前検査で異常所見が見られた、または食用として認められなかった、あるいは食肉処理場へ搬送中に死亡した24ヵ月齢超の牛 ● 年齢にかかわらず、臨床的にBSEが疑われる牛 ● 年齢不明、または起源不明のと畜牛 ● 年齢や輸出国にかかわらず、輸入牛全頭(注:2001年1月1日～2006年6月6日の期間、輸入雌牛の24ヵ月齢超の子孫も含む) ● 30ヵ月齢超の無作為に抽出した通常と畜牛(年間10,000頭) 																																													
	カテゴリー別の 年間母集団(2006年) (3.2.1.1)	情報は得られていない																																													
	サーベイランス計画の 策定根拠 (3.2.1.1)	情報は得られていない																																													
	サーベイランスの 概要・成績	<p>BSEを疑う根拠がある牛の群は、移動制限が行われる。疑いのある牛の部位はすべて、陰性結果が出るまで当局の管理下におかれる。あるいは、処理施設に搬送し、SRMとして処理することも認められる。検査でBSEを疑う根拠がみとめられた場合は、当該牛を殺処分し、検査を行う。結果が陰性の場合、疑いは否定され、制限は解除される。</p> <p>(BSE感染牛が正式に確認された場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制的制限:感染牛が属していた群は移動制限の対象となる ・リスク分析:リスクのある牛及び製品を特定するため調査を実施する ・牛の殺処分及び処分:獣医官が殺処分について決定し、感染牛の部位はすべてSRMとして完全に処分しなければならない ・食肉処理場及び食品製造施設における措置:リスクがあると思われる牛・生産物は、対応措置がとられ、指示に従って処分される等の措置が採られる 																																													
	サーベイランスの成績 (3.2.2)	<p>詳細は、回答書3.2.2「サーベイランスの成績」を参照。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常と畜牛</th> <th>不慮の事故によると畜牛</th> <th>死亡牛</th> <th>臨床的に疑われる牛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1999年)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>(2000年)</td> <td>19</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>(2001年)</td> <td>2476</td> <td>1352</td> <td>9684</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>(2002年)</td> <td>9940</td> <td>1481</td> <td>10808</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(2003年)</td> <td>10758</td> <td>1872</td> <td>11424</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(2004年)</td> <td>10462</td> <td>2085</td> <td>10565</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>(2005年)</td> <td>10486</td> <td>2318</td> <td>8564</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(2006年)</td> <td>9550</td> <td>2101</td> <td>7198</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			通常と畜牛	不慮の事故によると畜牛	死亡牛	臨床的に疑われる牛	(1999年)	0	0	0	27	(2000年)	19	0	0	35	(2001年)	2476	1352	9684	14	(2002年)	9940	1481	10808	2	(2003年)	10758	1872	11424	2	(2004年)	10462	2085	10565	3	(2005年)	10486	2318	8564	1	(2006年)	9550	2101	7198
	通常と畜牛	不慮の事故によると畜牛	死亡牛	臨床的に疑われる牛																																											
(1999年)	0	0	0	27																																											
(2000年)	19	0	0	35																																											
(2001年)	2476	1352	9684	14																																											
(2002年)	9940	1481	10808	2																																											
(2003年)	10758	1872	11424	2																																											
(2004年)	10462	2085	10565	3																																											
(2005年)	10486	2318	8564	1																																											
(2006年)	9550	2101	7198	0																																											
検査手法	試料採取した牛の年齢の 特定に適用された方法 (3.2.3)	<p>牛の年齢の特定は、個体識別及び種々の登録データに基づいている。</p> <p>1992～2005年の間、サンプル採取した牛の83%について確実な年齢を特定することができた。全国牛登録システム(National Cattle Registry)は毎年改良されており、年齢が不確実なサンプルは減少し続けている。2006年には、90%の牛の年齢が全国牛登録システムから入手可能であり、年齢が不明または不確実な牛は10%のみとなった。</p>																																													
	検査材料採取手法 (3.2.4)	<p>BSE検査のためのサンプルは、OIEの最新版「診断法とワクチンのための基準マニュアル」の手順に従って採取する。</p> <p>食品管理局が食肉処理場で、延髄サンプルを採取。死亡牛の場合は地方獣医官が農場でサンプルを採取する。サンプルは国立獣医学研究所でELISA法により検査する。</p>																																													
	検査手法 (一次検査、確認検査)	<p>サンプルは食肉処理場から回収し、通常と畜牛からのサンプル以外のすべての生サンプルをオスロの国立獣医学研究所に送付する。通常と畜牛からのサンプルは国立獣医学研究所のトロンハイム支所に送付する。</p> <p>2000年12月まで、サンプルはOIE手順に従って組織病理学的に検査されていた。2001年1月以降は、ELISA法によるサンプル検査を実施。さらに、臨床的にBSEが疑われる場合はOIE手順に従って組織病理学的検査を実施。</p>																																													
BSE認知プログラム・ 届出義務等 (3.3)		<p>【認知プログラム】 学生、国立獣医学研究所職員、獣医官、牛農家、食肉処理場従業員などを対象にした教育プログラムが存在している。</p> <p>【届出義務】 BSEは1991年より届出義務のある疾病に指定されている。動物衛生局は1996年からBSE等、届出義務のある重大疾病について記載した「レッドブック」を、すべての獣医官および一般獣医師宛に送付した。2000年より、神経疾患の兆候または行動の変化を示す全ての牛について、所管の獣医師への報告が義務づけられた。また、24ヵ月齢超の死亡牛全頭についても、届出義務が適用される。BSEが疑われる牛が発見された場合、所有者には殺処分及び強制的淘汰措置に対する補償が給付される。</p>																																													

2. 食肉に関する情報		
と畜対象	トレーサビリティ (1.1)	乳牛の92%は個体識別の標識がつけられ、登録が行われているため、トレーサビリティが可能となっている。 1994/1995年以降、すべての輸入牛には赤の耳標が付けられ、トレーサビリティに役立っている。 1999年1月以降、すべてのノルウェー産牛には標識が付けられている。 (EFSA GBRワーキンググループ報告2004)
	と畜頭数 (1.2)	2005年 約33万頭(OIEへの提出資料(2006年))
各と畜プロセス	と畜場の概要	情報は得られていない
	と畜前検査 (2.3)	と畜前検査で廃棄処分とされたと畜牛のすべての部位は、高リスク部位として扱われる。(OIEへの提出資料(2006年))
	と畜場でのBSE検査 (2.4)	通常と畜牛のBSE検査は、サーベイランスの目的で一部のみ実施されている。
	スタンニング (2.5)	頭蓋腔内ガス注入式スタンニング禁止(OIEへの提出資料(2006年))
	ピッシング (2.6)	ヒト及び動物が消費する食肉において、スタンニング後頭蓋腔に細長い棒状の道具を入れることにより中枢神経組織を傷つけることを禁止(OIEへの提出資料(2006年))
	SRMの除去 (2.7.1)	情報は得られていない 【せき柱の取り扱い】 情報は得られていない
	SSOP、HACCPに基づく管理 (2.8)(3.4)	情報は得られていない
食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM)	2001年10月 MRMの製造に反すう動物の骨を用いることを禁止(OIEへの提出資料(2006年))
	内臓 (4.2)	【扁桃】 【回腸遠位部】 情報は得られていない
その他	日本向け輸出の付加的要件等	情報は得られていない